

## 右肩の傷と白半袖シャツ（5点の衣類）の右肩の血痕

### 1 「右肩の傷」問題とは？

袴田さんの右肩には傷があった

↓

5点の衣類の白半袖シャツの右そでに2つの穴（直径2.5及び3ミリメートルの穴）  
+穴の周りに内側から染み出した少量の血痕



↓

血痕は「B型」だった。

↓

故に、血痕は袴田の物。ゆえに、白半袖シャツも袴田の物。

↓

DNA鑑定によれば、血痕は袴田さんのものでない（高裁はDNA鑑定の信用性を否定）

### 2 確定審からこれまでの争点

- ① シャツの傷の位置と袴田さんの傷の位置が合わない。
- ② パジャマの右肩にも損傷があり、そこに血もついている。
- ③ スポーツシャツの穴は1つ。白半袖シャツに2つの穴。

### 3 これまでの裁判所の理由付け

- ①について ずれているが、「おおむね一致している」
- ②について 無視
- ③について スポーツシャツはダボダボ、白半袖シャツはピッタリしている。よって、そういうこともあり得る。

### 4 袴田さんの傷を計測

これまで、袴田さんの「右肩の傷」の位置ははっきり記録されていなかった。

しかし、袴田さんが釈放され、「右肩の傷」がまだ残っていたので、傷の形や位置関係を客観的に証明することができるようになった。(別紙写真②1~3)

白半袖シャツ&スポーツシャツの傷と、「右肩の傷」の位置関係。パジャマの傷と「右肩の傷」の位置関係を検証。(別紙3項)

## 5 結論

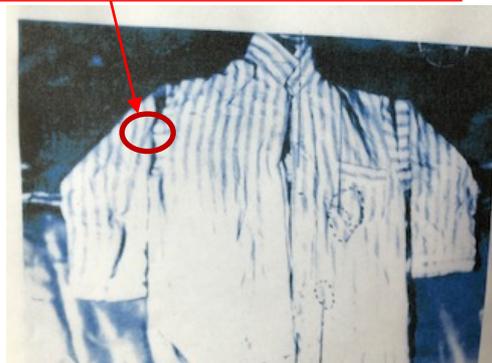
① 「右肩の傷」とスポーツシャツ、白半袖シャツの穴の位置は「おおむね一致」していない。(別紙写真④1, 2)

② 「右肩の傷」と血痕の位置が合わない。(別紙写真④1)

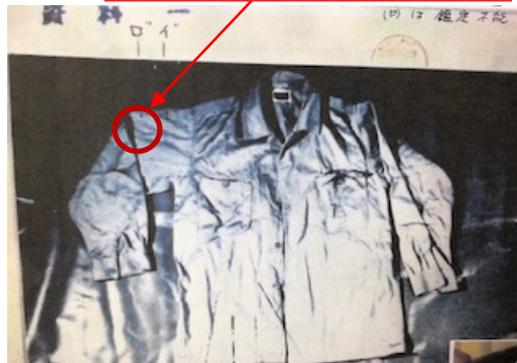
③ 白半袖シャツについているはずの血が付いていない。

パジャマにも作業着にさえ血がついていた。要するに「右肩の傷」からは犯行後も長い間血が流れていたはず。にもかかわらず、白半袖シャツには穴の周りにしか血が付いていない。

右肩のカギ裂きの損傷部分に血が付いていた



作業着の右袖にも5×5にルミノール反応があった。



④ パジャマの傷と「右肩の傷」はぴったりと合致。→なぜ白半袖シャツにも傷が？  
パジャマの損傷と袴田さんの傷は一致している。(別紙写真⑥7)

二つ同じものがあるはずが無く、どちらかが作られたもの。しかし、パジャマに傷があったことは、当初から新聞報道などもされ明らかだった。

⑤ 穴の開き方も不自然 (別紙写真⑤2)

昭和41年6月1日 (金曜日) 東京

# 袴田、きょう起訴へ

## 動機は「金ほしさ」

### 凶器を買った店も自供

静岡地裁、清水市袴田の「きょう」を、殺人未遂の疑いで、きょう起訴した。動機は「金ほしさ」である。袴田は、6月6日午後10時、清水市袴田の「きょう」で、被害者宅に侵入し、被害者を殺害しようとした。しかし、被害者が逃げたため、殺人未遂と認定された。袴田は、凶器を買った店も自供した。店員は、袴田が、6月6日午後10時、店に訪れ、金貨を盗み、凶器を買ったと供述した。袴田は、6月6日午後10時、清水市袴田の「きょう」で、被害者宅に侵入し、被害者を殺害しようとした。しかし、被害者が逃げたため、殺人未遂と認定された。袴田は、凶器を買った店も自供した。店員は、袴田が、6月6日午後10時、店に訪れ、金貨を盗み、凶器を買ったと供述した。

昭和41年6月1日 (日曜日) 東京

# 金の袴

袴田は、6月6日午後10時、清水市袴田の「きょう」で、被害者宅に侵入し、被害者を殺害しようとした。しかし、被害者が逃げたため、殺人未遂と認定された。袴田は、凶器を買った店も自供した。店員は、袴田が、6月6日午後10時、店に訪れ、金貨を盗み、凶器を買ったと供述した。

昭和41年7月7日 (木曜日) 東京

# 被害者宅のものでない

## 清水市の強盗殺人放火 現場にあった小銃

清水市警察署の捜査係は、被害者宅の現場で発見された小銃が、被害者宅のものであると断定した。小銃は、被害者宅の現場で発見された。捜査係は、小銃の型番を調べ、被害者宅の現場で発見された小銃と一致する型番の小銃が、被害者宅の現場で発見された。捜査係は、小銃の型番を調べ、被害者宅の現場で発見された小銃と一致する型番の小銃が、被害者宅の現場で発見された。